

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の概要

平成29年6月
総務省

平成28年5月に成立した「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律」附則第2条及び第3条の規定に基づき、以下の改正を行う。

1 衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定

平成27年の国勢調査の結果に基づき衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告（平成29年4月19日）を受けて、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定（19都道府県97選挙区）を行う。

2 衆議院比例代表選出議員の選挙区別定数の改正

平成27年の国勢調査の結果に基づき、衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数の改正を行う。

※ 定数が減少する4選挙区

東北（14→13）、北関東（20→19）、
近畿（29→28）、九州（21→20）

※ その他所要の規定の整備を行う。

【施行期日】

公職選挙法の改正規定（区割り規定等）は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行。

※ 施行日以後、初めてその期日を公示される総選挙から適用。